

2020 全鉄評発第 4 号

令和 2 年 6 月 5 日

関係各位

**性能評価業務約款改正について**  
**(新型コロナウイルス感染症の影響による評価対象期限の延長措置)**

株式会社 全国鉄骨評価機構

代表取締役社長 山口 種美

【公印省略】

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という）の発出、又はこれと同様な措置が要請された場合、評価員が工場に出向いて工場審査を実施することが困難になることが懸念されます。認定の更新のための性能評価において、新型コロナウイルス感染症の影響による工場審査の中止・延期により、性能評価の完了時期が更新工場が既に有する性能評価の評価対象期限（業務約款第 2 条の 3 項に定めた 5 年の期限）を超える場合の取り扱いについて、国土交通省の業務約款改正認可（第 2 条の 9 項を追加、2020 年 5 月 29 日付）を受け、評価対象期限の延長措置を設けましたので連絡いたします。

なお、評価対象期限の延長措置の運用方法については、下記の通りですが詳細は別途連絡いたします。

記

- 1) 認定の更新のための性能評価において、新型コロナウイルス感染症の影響により性能評価の完了する時期が更新工場が既に有する性能評価の評価期限（5 年）を超える場合は、全国鉄骨評価機構は、業務約款第 2 条の 9 項の規定に基づき性能評価申請書類により品質管理体制が適切に維持されていることを確認し、性能評価運営委員会の承認を受けたうえで、評価対象期限の延長を認める。なお、評価対象期限を延長しようとする工場は、国土交通省との協議が必要であるため、別途定める評価対象期限の延長願いを提出していただきます。
- 2) 新型コロナウイルス感染症の影響により業務約款第 2 条の 9 項の規定で評価対象期限を延長した場合は、業務約款第 2 条の 8 項の規定により延長された評価対象期限から認定書が発行されるまでの間は性能評価は有効とする。なお、更新後の新しい評価対象期限は、申請受付時点で予定した評価対象期限の 5 年間とし、審査延期による延長はしない。

以上